

## 建ぺい率、容積率

区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	前面道路による容積率	
市街化区域	都市計画図（抜粋）参照		第1種低層住居専用地域	前面道路の幅員×4/10
			第1種中高層住居専用地域	
第1種住居地域				
準住居地域				
			上記以外	前面道路の幅員×6/10
市街化調整区域	60	200	前面道路の幅員×4/10	

※ 建ぺい率は、角地の指定（埼玉県建築基準法施行細則第11条）により、10%緩和の可能性があります（建築基準法第53条第3項第2号）。**埼玉県川越建築安全センター東松山駐在**に確認してください。

※ 前面道路による容積率は、前面道路（敷地が接する道路）の幅員が12m未満の場合、当該道路幅員に応じて容積率が制限されます。